

玄海町建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、玄海町が発注する建設関連業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項及び玄海町財務規則（昭和47年規則第13号。以下「規則」という。）第122条の2第1項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 建設関連業務委託最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が100万円以上の建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

(建設関連業務の定義)

第3条 この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務（道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等）をいう。

(最低制限価格の設定基準)

第4条 最低制限価格は、原則として次の式により算出した額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じた額とする。

(1) 測量業務

$$\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{l} \text{測量作業費分（直接測量費＋諸経費} \times 0.6 \text{）} \\ \text{測量調査費分（第4条第1項第2号設計業務に準じる）} \end{array} \right) \times 110/100$$

(2) 設計業務

(国土交通省基準による積算)

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times 110/100$$

(その他基準による積算)

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接業務費} + \text{技術経費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 110/100$$

(3) 建築設計・建築工事監理業務

$$\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{l} \text{建築設計業務分（直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} + \\ \text{諸経費} \times 0.6 \text{）} \\ \text{＋} \\ \text{建築工事監理業務分（直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経} \\ \text{費} + \text{諸経費} \times 0.6 \text{）} \end{array} \right) \times 110/100$$

(4) 地質調査業務

$$\text{最低制限価格} = \left(\begin{array}{c} \text{一般調査業務費分 (直接調査費+間接調査費+諸経費} \times \\ 0.4) \\ + \\ \text{解析等調査業務費分 (第4条第1項第2号設計業務に準じる)} \end{array} \right) \times 110/100$$

(5) 補償調査業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{第4条第1項第2号設計業務に準じる}) \times 110/100$$

(6) 建設関連維持管理業務

$$\text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 0.75) \times 110/100$$

2 前各号の基準算式による算定が困難なものについては、予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内で定める額とする。

3 前各項で算出した最低制限価格は、規則第123条に規定する予定価格調書に明記するものとする。

(公告等への記載)

第5条 町長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、規則第122条の2第2項の規定により当該入札に係る公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(予定価格及び最低制限価格作成調書への記載)

第6条 第4条第3項に規定する予定価格調書へ明記する最低制限価格については、予定価格及び最低制限価格作成調書(別記様式。以下「調書」という。)より転記するものとし、その記載方法については、次の各号のとおりとする。

(1) 調書の最低制限価格の欄に、第4条の基準により算出した入札書比較最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる。なお、合冊設計の場合については、各々で算出した額を千円未満切り捨てし、合計する。)を記載し、最低制限価格については、記載した入札書比較最低制限価格に100分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。

(2) 前号で記載した最低制限価格が予定価格の3分の2以上10分の8.5以下の場合には前号で記載した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を採用する。また、前号で記載した最低制限価格が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じて、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて算出した最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる)を記載し、入札書比較最低制限価格については、100分の110を除いて得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格

を記載するものとする。

- (3) 前号により予定価格及び最低制限価格を記載した調書は、予定価格調書とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に当該競争の場所に置くものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

- 2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- 4 入札者全員の入札金額が最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止める。
- 5 入札失格者に対しては、その根拠規定が政令第167条の10第2項にあることを説明する。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札決定の日から閲覧に供するとともに、町のホームページにおいて公表する。

附 則

この要領は、令和2年 7月 1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

別記様式（第6条関係）

<p style="text-align: center;">予定価格及び最低制限価格作成調書</p> <p style="text-align: center;">委託名</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>					
項		目	金額	備考	
予定価格	設計額	委託価格		①	
		消費税及び地方消費税額		②=①×0.10	
		計(委託料)		③=①+②	
	予定価格	[入札書比較価格]		④	
		消費税及び地方消費税額		⑤=④×0.10	
		計[予定価格]		⑥=④+⑤	
最低制限価格 (注2・3)	最低制限価格 ($2/3 \leq \text{率}\text{⑩} \leq 0.85$ の場合)	[入札書比較最低制限価格] (注1)		⑦(千円未満切捨て) (注3)	
		消費税及び地方消費税額		⑧=⑦×0.10	
		計[最低制限価格]		⑨=⑦+⑧	
		対予定価格比率		⑩=⑨÷⑥	
	上記以外 ($2/3 \leq \text{率}\text{⑩} \leq 0.85$ 以外)	※ $2/3 \leq \text{率}\text{⑩} \leq 0.85$ 以外の場合は次を最低制限価格とする。 (以下は、 $2/3 \leq \text{率}\text{⑩} \leq 0.85$ 以外の場合のみ記入する。)			
		対予定価格比率⑩が0.85を超える場合			
		[最低制限価格]		⑪=⑥×0.85 (千円未満切捨て)	
		[入札書比較最低制限価格]		⑫=⑪×100/110 (円未満切上げ)	(注3)
		対予定価格比率⑩が2/3に満たない場合			
		[最低制限価格]		⑬=⑥×2/3 (千円未満切捨て)	
[入札書比較最低制限価格]		⑭=⑬×100/110 (円未満切上げ)	(注3)		

(注1)

- ・ 玄海町建設関連業務委託最低制限価格事務処理要領で定める額とする。

(注2)

- ・ 入札時の最低制限価格は、入札書比較最低制限価格(上記⑦(ただし、⑩の率が2/3未満の場合は⑭、⑩の率が0.85超の場合は⑫))の金額とする。

(注3)

- ・ 設定する入札書比較最低制限価格欄(3つの内1つ該当)に○印を記入する。